

京都市告示第486号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成26年2月14日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

太子地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

中京区西ノ京藤ノ木町の一部、西ノ京月輪町の一部及び西ノ京島ノ内町

右京区太秦森ケ東町の一部、太秦辻ケ本町、太秦井戸ケ尻町、太秦森ケ前町、太秦上刑部町、太秦下刑部町の一部、太秦下角田町、太秦門田町、太秦海正寺町、太秦藤ケ森町、太秦松本町、太秦野元町、太秦木ノ下町、太秦巽町、太秦東唐渡町、太秦唐渡町の一部、太秦中堤町の一部、太秦小手角町の一部、太秦滝ケ花町、太秦朱雀町の一部、太秦組石町、太秦桂ケ原町の一部、太秦奥殿町の一部、太秦椀ケ本町の一部、太秦安井池田町の一部、太秦安井一町田町、太秦安井奥畑町の一部、太秦安井柳通町の一部、太秦安井辰己町の一部、太秦安井水戸田町、太秦安井二条裏町、太秦安井西沢町、太秦安井松本町、山ノ内苗町、山ノ内養老町、山ノ内赤山町、山ノ内御堂殿町、山ノ内宮脇町、山ノ内宮前町、山ノ内中畑町、山ノ内瀬戸畑町、山ノ内山ノ下町、山ノ内大町、山ノ内北ノ口町、山ノ内西裏町、山ノ内池尻町の一部、山ノ内五反田町、山ノ内西八反田町、山ノ内荒木町、西院小米町の一部、西院西貝川町の一部、西院四条畑町の一部、西院笠目町の一部、西院春栄町、西院乾町の一部、西院金槌町、梅津北広町の一部及び梅津段町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）